

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている個人、事業者を対象とする各種証明書手数料の免除について

5月7日(木)から、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている個人、事業者への支援として、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う融資や貸付、各種支援制度等(行政が実施する制度のほか民間制度も含みます。)の手續に必要な住民票の写し、印鑑登録証明書、市・県民税課税(非課税・所得)証明書等の交付手数料を免除しますので、お知らせします。

1 対象者

新型コロナウイルス感染症拡大により経済的支援を受けようとする個人及び事業者

2 手数料を免除する証明書の種類

住民基本台帳関係	住民票の写し、印鑑登録証明書、住民票記載事項証明書、その他住民基本台帳に関する証明書
戸籍関係	戸籍全部(個人)事項証明書、除籍全部(個人)事項証明書、その他戸籍に関する証明書
税証明書関係	市・県民税課税(非課税・所得)証明書、納税証明書(国民健康保険税含む。)その他税に関する証明書

3 免除の申請に必要なもの

- (1) 窓口に来られる方の本人確認書類
- (2) 提出先及び手續を行う各種支援制度名が確認できる資料等
- (3) 委任状(代理人が申請する場合)
- (4) さがみはらカード(印鑑登録証明書が必要な場合)

4 免除を行う期間

令和2年5月7日(木)から当面の間

5 受付窓口

住民基本台帳関係 戸籍関係	各区役所区民課、各区役所まちづくりセンター(橋本・本庁地域・大野南を除きます。)緑区役所各出張所、各連絡所
税証明書関係	市民税課、緑市税事務所、南市税事務所、各区役所まちづくりセンター(橋本・本庁地域・大野南を除きます。)緑区役所各出張所、各連絡所
国民健康保険税 納税証明書等	国保年金課、城山・津久井・相模湖・藤野まちづくりセンター、 緑区役所各出張所

5月7日から同月13日までの間、連絡所の一部及び緑区役所各出張所の窓口業務を新型コロナウイルス感染症拡大防止のために休止しております。(5月1日時点。)

6 留意事項

コンビニ交付により取得した証明書については、申請時に利用目的を確認できないため、免除することができません。

問い合わせ先

市民税課	直通電話	042-769-8297	対応責任者	田中
区政推進課	直通電話	042-704-8911	対応責任者	馬場
国保年金課	直通電話	042-769-8235	対応責任者	笠原